

日進市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱

令和3年9月30日
要綱第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策装置の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、特殊詐欺対策装置（以下「装置」という。）とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 通話録音装置 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有するものをいう。
- (2) 着信拒否装置 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有するものをいう。
- (3) 通話録音装置又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者（第6条の規定による申請をする日が属する年度内に65歳以上となる者をいう。）（以下「高齢者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者のみで構成される世帯の構成員
- (2) 日中の住居において、概ね1日に6時間以上、かつ、1週間に3日以上18歳以上の者（高等学校等の生徒を除く。）が高齢者のみとなる世帯の高齢者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としな

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 転売を目的として装置を購入する者
- (4) 過去にこの要綱による補助金又は他の地方公共団体による同種同様の補助金の交付を受けている者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、装置

の購入に要する費用（装置の設置費、配送費等購入に伴う費用を除く。）とし、1世帯につき装置1台までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、5,000円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日進市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- （1）領収書の写しその他の装置の購入を証する書類
- （2）カタログその他の装置の機能が確認できる書類
- （3）家族状況申出書（第2号様式）（第3条第1項第2号に該当する場合）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、日進市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに日進市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（報告）

第9条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- （1）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付手続に関し不正行為があった場合
- （2）その他市長が補助金を交付することが不適當であると認める場合

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に購入した装置について適用する。